

# 知られざる“ハワイ移民史”

## —歴史に学ぶ多文化共生—



明治29(1896)年10月3日 広島県令 鍋島幹がハワイに出発する広島県民に手渡した論告文

当館蔵

ハワイからの送金・持帰金 ( )内はアメリカ本土

年代	金額	渡航者数
1898～1907	729万円(3万3千円)	5万9,611人(2万4,253人)
1908～1917	1,274万3千円(1,930万円)	5万8,391人(5万4,215人)
1918～1927	2,498万5千円(4,458万3千円)	4万6,258人(5万8,373人)
1928～1937	1,341万円(2,067万3千円)	1万6,504人(1万8,725人)

出典 広島県移住史

## ハワイ日本人移民史の時代区分

### 1868(明治元)年 元年者(がんねんもの)

伸長する農業の発展は深刻な労働者不足を招き、カメハメハ 4 世はアメリカ人ヴァンリードを駐神奈川ハワイ総領事に任命して、直接日本人労働者の募集を始めさせた。ヴァンリードは徳川幕府から 350 人分の渡航印章の下付を受け渡航準備を進めていたが、ちょうどこの時、明治維新となり新政府は、新しい旅券と交換すると返納させたが、その後一転して発給しないと通告。ヴァンリードは横浜運上所の出航許可を根拠に、141(密航者 9 人は含まず)人を乗船させたサイオト号を強行出航させた。

### 1885(明治 18)年 官約移民の時代 約 2 万 9000 人が渡航

1885(明治 18)年 2 月 日本人移民 1944 人を乗せた第 1 回船のシティ・オブ・トウキョウ号がホノルル港に入港。その後、1894(明治 27)年 6 月の第 26 回船まで、合計 2 万 9069 人が渡航した。市町村が移民募集の窓口になり、3 年間の出稼ぎ契約、長男・戸主が多かったことが特色として挙げられる。

### 1900(明治 27)年 私約移民の時代 約 5 万 7000 人が渡航

ハワイ政府は、日本人が人口の 22% を占め、次第に力をつけていく日本人社会に不安を持ち、1894(明治 27)年 3 月 日本人移民を制限するため「外国人上陸条例」を制定した。ハワイに上陸できる移民を、ハワイ移住民局の許可を得た「契約移民」と 50 ドル以上携帯して自費渡航する「自由移民」に振り分けた。また移民の募集は日本政府から移民会社(取次人)に引き継がれ、官約から私約へと時代が転換した。

### 1900(明治 33)年 自由移民の時代 約 7 万 1000 人が渡航

1900(明治 33)年 6 月 15 日 アメリカの準州となったハワイは、アメリカ国内法の全面適用を受け「契約移民」が禁止された。新たに渡航する移民は上陸後に必要な生活費として 50 ドルの携帯金の所持を義務付けられた。ハワイ諸島で働いていた日本人たちの中には、3 年間の労働義務から解放され、報酬の良いアメリカ本土に渡る「転航者」が急増し、プランテーションでは労働者の不足に悩まされた。

### 1908(明治 41)年 移民制限の時代 約 6 万 9000 人が渡航

1908(明治 41)年の日米紳士協約の実施以後、ハワイではハワイ在留日本人移民の家族と、再渡航者に限られた。そこで困ったのが独身男性の結婚問題であった。帰国して結婚、妻を伴って再渡航する者もいたが、多くは写真を交換して話がまとまれば婚姻、家族として「花嫁の単身渡航」という方法が考え出された。この時代の約 3 万人は女性で、その多くが「写真花嫁」であった。

### 1885(明治 18)年 官約移民の時代 約 2 万 9000 人が渡航

#### 国籍法の改正

- ①米国内で誕生した者は、14 日以内に日本総領事館に日本国籍を取得する意志の届出をしなければ、自動的に日本国籍を失いアメリカ国籍となる。
- ②法律の施行前に米国に誕生して 2 重国籍を有する者でも、米国に住所を有すれば、日本国籍を離脱して米国籍となる。
- ③前項①②の方法で日本国籍を離脱した者でも、その後日本国内に居住するようになった場合は、本人の希望により日本国籍を回復できる。

## はじめに

既に、植村広美先生から、ハワイ移民の生い立ちについてお聞きになっていると思いますが、改めて、ひとつふたつ出来事を振り返り、復習しながら前に進めて参ります。

まず移民という言葉の意味ですが、

移民は、「外国に生活の場を求めて永住すること」を言います。しかし、ハワイ移民に関しては帰国を前提としていたことから移民という表現は妥当とは言えませんが、ハワイで生まれた人・定住した人・永住した人、帰国した人・再渡航した人・結婚入籍して渡航した写真花嫁の人たちを総称してハワイ移民と呼んでいます。

このあとにプランテーションという言葉が出て来ます。

一口に言えば、「大規模農場」のことをいいます。

どれだけ広いのか、あとでこのニュースレターを読んでください。

ハワイ移民が誕生した背景には

日本国内での不況、国民生活の困難と、破たんともいえる国家財政の危機がありました。

1881年にハワイ国王カラカウア王が来日して、その後、特使が2度来日、紓余曲折はありました井上馨と伊藤博文は国民の生活と国家財政の立て直しに期待して、ハワイへの移民の要請を受け入れました。

タイミングよく、全国知事会の席上でこのことが伝えられ、また、中外物価新報、現在の日本経済新聞でも報道されると、日本国中がハワイ移民の募集に湧き立ちました。募集は、ハワイ王国が直接、日本国民に呼びかけ、ハワイ王国と日本国民の直接契約でした。

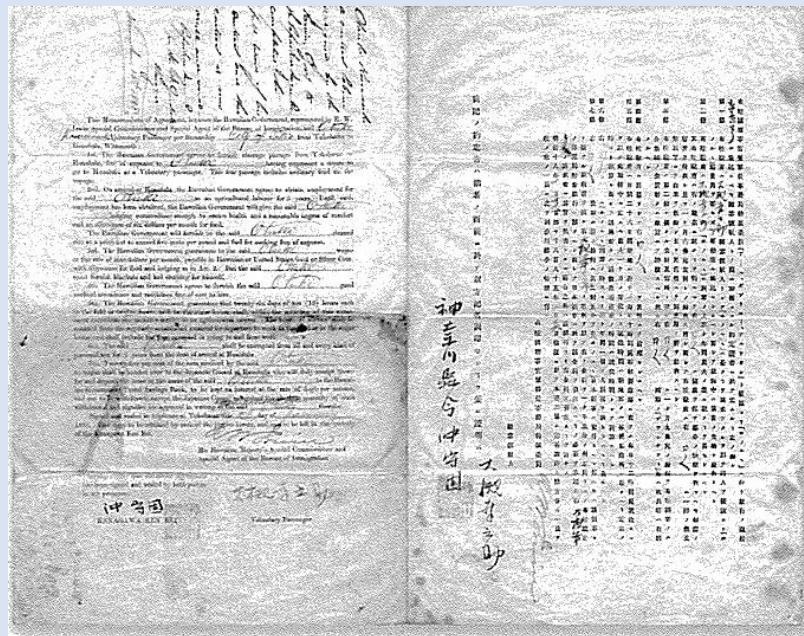
しかし、実際は、広島県では市町村が募集の窓口となり、渡航者を選別しました。

犯罪歴はないか、出稼ぎする人の残された家族の生活に不安、支障はないか、健康か、固定資産税など税金の支払いは誰がするのかなどの条件をクリアした人たちだけに渡航許可が出ました。手を挙げれば誰でも行けた訳ではありません。

横浜までの運賃と、横浜での宿泊費や健康診断費用は個人負担でしたから、これらの費用などが準備できることも条件でした。まるっきりお金のない人は行くことが出来ませんでした。

渡航が許された第1回船の移民が、1885年2月ホノルルに到着。ハワイ島内の各プランテーションに配属されましたが、約束にあった医者はいない、通訳もいない、労働条件、特に福利厚生も不充分と騒ぎになりました。

移民にとって、予想もしなかった労働環境。休憩時間は昼食時間のみ、日本での労働習慣は10時と3時の休憩があり、世間話をしながら楽しみながらの仕事。それがハワイでは手を休める時間もなく、監視人に見張られて、終日炎天下での単調な仕事。全くうるおいのないものでした。娯楽といえば、飲酒が唯一のものでした。博打もさかんになり、早くも給料を「賭け金」で失う人も出てきました。



和文英文併記の労働契約書・3部作製 たて 370×よこ 465mm JICA 横浜蔵

## 広島県令2度の「論告文」

ハワイ国へ出稼ぎ募集は「ハワイ国と日本国民の直接契約」という形であったが、実際には最初に募集から広島県がかかわり、市町村が直接の窓口となった。その理由は、困窮した国民生活の立て直しは勿論、逼迫した国や県の財政の『立て直しの原動力になる』と期待されたことがある。ところが、1885(明治18)年2月8日ハワイ到着の第1回船の移民から労働条件が違うなどのトラブルや不慣れな生活になじめず飲酒や賭博に走り、生活が乱れていることを心配した広島県令千田貞暉は日本国民としての自覚と誇りを持つ、という心構えを説き、成功して無事帰国するよう論告した。

### その1

1885(明治18)年5月25日 千田貞暉



外交史料館蔵

この度のハワイ出稼ぎにあたり

- ①ハワイ国の法律を守り
- ②健康に注意して、眞面目に働き
- ③日本国民としての自覚と誇りを持ち行動して
- ④儉約に心がけ、貯金して
- ⑤帰国する時には「故郷に錦を飾る」誉れが得られるように皆の努力を期待している。



### その2

1893(明治26)年10月3日 鍋島 幹

ハワイ国への出稼ぎの皆に告げる。次の注意事項をよく読み、十分な金銭を手にして、3年後には全員が無事帰国することを祈っている。

- ①日本国民の自覚と誇りを持ち、決して恥になるようなことをしてはならない。
- ②雇い主には誠実を以って接すること。
- ③同じ職場で働く者はたとえ他県人であっても、親子兄弟のように助け合い、争いごとはしないこと。
- ④賭博はハワイ国でも法律で禁止されている。
- ⑤飲酒は労働意欲を失い、賭博は悪事に走り巻き込まれるおそれもあるので十分慎むよう。
- ⑥金銭は必要なもの以外は手元に置かず、銀行に預け入れ、または郷里に送金すること。

### その2

1891(明治24)年12月末(広島県調査)の送金者数(割合)

ハワイ在留広島県民 6,528人  
送金者数(52.7%)

となるが、1891年の渡航者1,936人は  
直ちに送金できる状況はないので

実質送金者数  $6,528 - 1,936 = 4,592$  人

となり、約75%の人々からの送金があった。また、

送金額は270,731円

広島県の予算歳出の総額498,261円の54.3%

過去2度発出された論告文の背景には、移民からの送金が、広島県の歳入の増加と健全な財政を再建するためには重要不可欠な柱であったこと。帰国を前提した“出稼ぎ移民”であることから、何よりも健康第一にして帰国を願う県令の“親心”があったことがあげられる。

こうした移民の生活実態を知った広島県令千田貞暁は第2回船の渡航者に次のような論告文(平たく言えば注意の喚起)を出しました。  
その内容は資料にもあるとおりです。

**第一回の論告文** 1885(明治18)年5月25日 千田貞暁

この度ハワイ出稼ぎにあたり

- ①ハワイ国の法律を守り
- ②健康に注意して、眞面目に働き
- ③日本国民としての自覚と誇りを持ち行動して
- ④儉約に心がけ、貯金して
- ⑤帰国する時には「故郷に錦を飾る」誉れが得られるよう皆の努力を期待している

この重点事項は、

- ①のハワイ国の法律を守る
  - ③の日本国民としての自覚と誇りを持って行動する
- という部分にあると私は考えております。

1893(明治26)年10月3日 鍋島幹県令も**第二回の論告文**を発出しました。

丁度、ハワイ王国が白人勢力に乗っ取られ、これからハワイの将来と、移民の立場が危惧される時でした。

ハワイ国への出稼ぎの皆に告げる。次の注意事項をよく読み、十分な金銭を手にして、3年後には全員が無事帰郷することを祈っている。

- ①日本国民の自覚と誇りを持ち、決して恥になるようなことをしてはならない。
- ②雇い主には誠実を以って接すること。
- ③同じ職場で働く者は他県人であっても、親子兄弟のように助け合い、争いごとはしないこと。
- ④賭博はハワイ国の法律でも禁止されている。
- ⑤飲酒は労働意欲を失い、賭博は悪事に巻き込まれるおそれもあるので十分慎むよう。
- ⑥金銭は必要なもの以外は手元に置かず、銀行に預け入れ、または郷里に送金すること。

内容は飲酒と賭博の禁止など第一回目の論告文と同様ですが、特に③項の「同じ職場で働く者は、他県人であっても、親子兄弟のように助け合い、争いごとはしないこと」が追加されていることは、注目に値します。

なぜ2度もの論告文を発出したのか。

その背景には、移民の送金や持ち帰り金が、1891(明治24)年には、広島県の歳出予算の半分以上 54%を占め、広島県の健全な財政を再建するためには不可欠であったことがあります。

また「初めて送り出す海外移民」であったということも見逃せません。

## 上陸拒否事件

リリウオカラニ女王を退位に追い込んだ白人勢力はアメリカ政府の併合を画策したが、アメリカ議会の否決により断念。ハワイ仮政府を樹立した。

仮政府は、日本人が5年前と比べて約2倍に増え、ハワイ人口の22%を占めるようになったことや、都市の日本人社会が次第に力をつけていくことに不安を覚え、日本人移民を制限する条例を制定。

1894(明治27)年3月「外国人上陸条例」

ハワイに上陸できる外国人を、移住民局の許可を得た「**契約移民**」と50ドル以上を携帯して自費渡航する「**自由移民**」に分類した。

ハワイ移民の渡航契約は民間の移民会社の手に移り、移民会社はハワイ移住民局の指示に従い移民の募集にあたる一方、自由移民にも目を向け、50ドル以上準備できる移民の募集に力を入れた。50ドルが準備できない移民には「見せ金」として50ドルを貸渡し、上陸後に回収するという奇手を編み出した。

ハワイ移民は、「契約移民」と「自由移民」が混在することになり、「契約移民」はハワイ政府の許可によりフリーパスで入国できたが、「自由移民」が持つ50ドルは果たして本人自らが準備したものかその信憑性についてホノルル税関は目を光らせた。

このような時に起きたのが上陸拒否事件であった。

### 事件の概要

①1897(明治30)年2月27日

**神州丸** 契約移民189人と自由移民476人のうち、67人の自由移民のみが上陸許可。移民(移民会社)は直ちに上訴したが「上陸許可は税関長の権限」として却下され、その後ハワイ政府は日本政府に配慮して134人の上陸を許可した。

②1897(明治30)年3月21日

**佐倉丸** 神戸と横浜から317人を乗せて入港。163人が上陸を拒否された。

③1897(明治30)年4月9日

**幾内丸** 549人が上陸拒否され帰国させられた。

### 日本政府の対抗

日本政府軍艦を派遣

1897(明治30)年4月20日、日本政府は外務省の秋山雅之助参事官を軍艦浪速でホノルルに派遣、さらに、ホノルル総領事館を公使館に格上げ総領事を弁理公使に昇格させて、ハワイ王国政府に対して日本政府の強い姿勢を示し、ハワイ王国政府に早期解決を迫った。また浪速には、毎日・中央・時事・万朝の各新聞記者を同行させメディアも動員した。

日本政府の主張

- ①上陸拒否は日布間の条約違反
  - ②移民が弁護士を立てることを妨げた権利の侵害
  - ③移民の提訴を却下したのは日本人の裁判権の侵害
- よって損害賠償金として金5万円を請求する。

### ハワイ政府の主張

煮え切らないハワイ政府との交渉は延々として進まず、日本政府は冷却期間をおくべきと判断、外務参事官一行と浪速に帰国を命じた。翌年7月、ハワイ政府は15万円の賠償金の支払いを通告してきた。



それではここから、官約移民以降、ハワイ社会で起きた出来事を述べて参ります。

## 上陸拒否事件

白人勢力は、日本人移民の増加に不安を覚え警戒感を強くしました。仮政府が誕生した5年前と比べて約2倍、ハワイ人口の22%を占めるようになったことです。移民だけならまだしも移民の増加は、ハワイ生まれの日本人の増加でもあります。やがて、いつかは選挙権を持つ日系人(日本人系アメリカ人)です。ハワイの政治に大きな発言権を持つことは間違いないと事実を深刻に受け止めたのです。

そこで「ハワイ国外国人上陸条例」を制定しました。

### 移民を2つに分類

- 1、ハワイ移住民局が許可した「契約移民」
- 2、50ドル以上を携帯して自費渡航する「自由移民」に決めました。

50ドルは、上陸後定職につくまでの生活費という名目でした。仮政府はそこまで準備出来る移民は少ないだろうと予測し、日本人移民は確実に減少するにらんだのでした、あれほど囁きされた日本人移民が、政府が変わるとガラリと態度がかわりました。

(私の叔父・叔母たちは、祖父母の持つ田畠を売却処分して渡航しました。官約移民第6回船でした。)

しかし、プランテーションからの求人である「契約移民」もハワイ移住民局が許可した人数にでは全く労働力不足が補えず、結局、日本の移民会社にあっせんを託し「自由移民」の導入を進めました。

移民会社は人材を派遣することによって、仲介手数料が移民とプランテーションから、船会社・旅館からバックマージンが増え、大きなビジネスチャンスが得られることに目をつけ、国内では雨後の筈のように移民会社が誕生することになりました。

50ドルを携帯出来ない移民希望者には、移民会社が50ドルを貸し渡し、入管時の審査をくぐり抜けたあと返却させるという、奥の手を考え「自由移民」に仕立てたのです。

移民には「親兄弟・親戚から借りた・自身の預金あった」と税関での口頭質問に答えられるよう、リハーサルを繰り返したのですが、中には「移民会社から借りた」とつい正直に答える者も多く、大きな問題となりました。

注意しなければならないのは、「契約移民」と「自由移民」の募集には、移民会社がかかわっていたことです。

リリウオカラニを退陣に追い込み、事実上ハワイ王国を乗取った白人勢力は、ハワイ仮政府を樹立してアメリカとの併合を画策しましたが、時の大統領民主党クリーブランド大統領は併合を拒否。

白人勢力はハワイ共和国を樹立して政権交替を待つ、いわゆる持久作戦を立てました。

なぜ、ここまでしてアメリカとの併合を望んだのでしょうか。

ハワイは砂糖生産国です。砂糖は全てアメリカへ輸出でした。そのため、アメリカの関税がかかれば砂糖生産の利益が削られます。さらに、プランテーションの経営者は白人勢力です。関税を逃れるためには、アメリカの一部になることが早道で確実です。ハワイ王国転覆の背景には、こうした白人勢力の野望、金銭欲が働いていたことは見逃すことは出来ません。

このような時に起ったのが、上陸拒否事件でした。

ホノルル税関は、契約移民にも疑いの目を向け、1897(明治 30)年の 2 月・3 月・4 月、神州丸・佐倉丸・幾内丸がたてつづけに上陸を拒否されました。

なかでも幾内丸は 549 人全員が強制送還されました。

わが国政府は幾内丸事件の 10 日後には次のような対抗策を取りました。

- ①外務省の秋山雅之助参事館を軍艦浪速でホノルルに派遣
- ②ホノルル総領事館を公使館に格上げ
- ③総領事を弁理公使に昇格

わが国の主張は 3 点

- ①上陸拒否は日布(日布というのは日本とハワイという意味でハワイという漢字は布哇)間の条約違反
- ②移民が弁護士を立てるのを妨げたのは権利の侵害
- ③移民の提訴を却下したのは日本人の裁判権の侵害

ハワイ政府は、総額 15 万円の賠償金を支払うと通告してきました。

その背景には、

- ①我が国が軍艦の派遣・公使館への昇格など強行な外交政策を取ったこと。  
その主張には、合理性があるとハワイ政府が認めたこと。
- ②ハワイ政府が、アメリカの併合前に、余計な波風を立てたくなかったこと。
- ③プランテーションの労働力不足を認識していたこと。

しかし、移民会社から 50 ドルを借り受け、法の網の目をくぐりぬけた移民も多く、ハワイ政府に対する法律違反があったことは間違ひありません。

また、50 ドルを準備した善良な移民にあらぬ疑いがかけられたことも間違ひありません。

8 ページの国民新聞に詳しく事件の内容が掲載されていますからご覧ください。

## 第1次ストライキ

### 発端は新聞記事

1908(明治 41)年 8 月 25 日、ホノルルの布哇日日新聞が労働者の賃金増給論を発表、追いかけて日布時事も増給要求論を展開した。布哇新報は「労働者の不安をあおる」として増給運動に反対、布哇日日新聞も一転してこれに同調。反対 2 対賛成 1 の紙上論戦を繰り広げた。

### 増給期成会

同年 12 月 1 月、もはや机上の空論では前進がないと日本人リーダーたちが立ち上がった。会長・牧野金三郎(薬店経営)、書記(副会長)根来源之(カリフォルニア大学・法学博士)、会計・山城松太郎(旅館経営)の 3 人に加え、日布時事社長相賀安太郎が活字による支援という陣容であった。特筆すべきは、彼らは金銭が目的ではなかった。思想的背景を持たない牧野らの呼びかけに対し、労働者側が応じて参加したことである。

### 支援団が誕生

増給期成会は、数千枚の往復はがきを労働者に発送、出張演説会を繰り返して増給要求運動に参加を求めた。

その結果、広島・山口・福島・和歌山・宮城の各県人会、日本人宿屋・理髪業者・浴場・道具商・酒・大工職などの各組合が支援を表明、プランテーションのリーダーも加わり「布哇連合増給期成会」を発足させた。労働者にとって心強い後だてが誕生した。

### ストに突入

1909(明治 42)年 5 月 8 日、アイエアプランテーションの沖野徳一労働者代表は経営者に待遇改善を要求したがあっさりと拒絶され、同日夜からストライキに入った。これに刺激されオアフ島のワイマナロを除く 5 か所のプランテーション労働者合計 7,000 人が次々とストライキに参加した。プランテーション側はロックアウト戦術に出た。



### 警 告



職場に戻らない日本人労働者は、事務所にて未払い賃金を受け取り、

☆ 5 月 22 日までにプランテーションから退去せよ。



結局、アイエアとワイパフの 2 プランテーションから全員が退去。期成会が提供した劇場などに生活拠点を移して、3,500 人が徹底抗戦の布陣を敷いた。

### 第1次ストライキの終結

プランテーションでは、花嫁を迎えた新婚家庭が多くなり、活気に満ちた若々しく明るい空気が満ちあふれ、日本人移民に対する差別と待遇について改善要求が、これまでになく高まってきた。官約移民の時代から、中国人、日本人の賃金は白人、ハワイ人の労働者に比べて、仕事の能率や成績のよさにもかかわらず、約 30% も低く押さえられていた。あてがわれた住居も改善されたとは云え、白人労働者らに与えられた一戸建のものと違い、1 軒の家を二、三所帯に仕切ったものか、長屋式のものであった。

このような給料と待遇と差別は、これまでにもいろいろな形で争いの原因になっていたが、日本語新聞の「日布時事」が待遇の改善や、増給論を展開したことをきっかけに一気に不満が爆発した。「増給期成会」が結成され、ハワイで最初の本格的な「(第一次)ストライキ」に突入。ストライキは 4 か月にわたって続けられたが、①他人種との共闘ができず日本人だけであったこと、②労働現場からわき起こったストライキではなく、参加者の団結力が最後まで維持できなかったこと、③闘争資金が限られていたこと④初めての体験で交渉技術がなかったことなどで不成功に終わった。しかし、なによりもストライキが持つ意義と重要性を日本人移民が体験したことは大きな収穫であった。

## 第1次ストライキ(大きなストライキが2度ありました)

ホノルルの日本語新聞、布哇日日新聞・日布時事、布哇新報がプランテーション労働者の待遇改善に論陣を張りました。

これに反応したのが、牧野金三郎(当時薬局を経営)・根来源之(法学博士)・山城松太郎(旅館経営)それに日本語新聞日布時事社長相賀安太郎でした。

彼らの共通点は労働者への適正な給与体系の実現、生活の向上、日本人社会の発展、正義感からでした。彼らは、増給期成会を結成しました。

メンバーには、広島・山口・福島・和歌山・宮城の各県人会。日本人宿屋・理髪業者・浴場経営者・道具商・酒類販売業、大工職などの組合が名を連ね、ストライキの「利害関係人」当事者であるプランテーションの日本人リーダーも加わり「布哇連合増給期成会」として拡大発足しました。

5か所のプランテーションから計7,000人が参加。

オアフ島のアイエアとワイパフの両プランテーションはロックアウト(事業閉鎖)を通告され、約3,500人が職場を離脱して闘いました。

ハワイ始まっての本格的なストライキでしたが

- ① 他人種との共闘が出来ず日本人だけであったこと。
- ② 全島に広がらなかったこと。
- ③ 労働者自らが奮起したものではなく、参加者の団結力が最後まで維持できなかったこと。
- ④ 闘争資金が限られたこと。
- ⑤ 初めての体験で交渉技術が未熟であったこと。

などから不成功に終わりました。

しかし、プランテーションで働く約70%は日本人労働者。

日本人なくしては生産も困難になることを改めて自覚したプランテーション経営者たちは、ストライキ終了3カ月後に次のような待遇改善策を打ち出しました。

- 1、請負(小作人)制度を拡大して、請負業者に、1カ月26日間労働・最低22ドルを支払う。
- 2、1カ月20日以上、12カ月間働き、1カ月20ドル以下の日給月給の者にはボーナスを支給する。
- 3、ボーナスは、労働者が病気または経営者の都合で休業した場合でも労働日数に比例して支給する。
- 4、請負業者にも従来通り、家屋・水・燃料・医療診療は無料とする。

ストライキは不発に終わりましたが、官約移民時代から続いた給与体系が大きく改善されました。牧野金三郎・相賀安太郎・根来源之・田坂養吉の4人は「耕地妨害罪」に問われ、有罪となり、禁固10カ月・罰金300ドルが確定して服役しましたが、奥村多喜衛ら日本人社会の有志による特赦運動が実り、禁固刑は3カ月に減刑、罰金刑は免除されました。

## 5教師上陸拒絶事件

### 仮処分を申請、送還を停止 第1審敗訴、大審院で勝訴

1917(大正6)年7月、ハワイ移民局は日本人教師5人の上陸を拒絶した。

移民局はこれらの理由について、堤初音は「女学校を卒業したのみで授業の経験がなく保母ではない」として、残る4人は「中学校までの教員は、移民法に定められた教師ではないという内規によるもの、よって5人は労働者であり入国出来ない」という見解であった。

布哇報知の牧野金三郎は本派本願寺今村恵猛に協力を要請してホノルル地方裁判所に仮処分を申請、保証金を積み5教師を仮上陸させた。

本案訴訟には布哇教育会も参加、第1審は敗訴したが、サンフランシスコ第9控訴院に上告して「教員は移民ではなく非移民である」とされ勝訴。

しかし、ハワイ当局はワシントン合衆国大審院に上告、結果は「控訴院の判決を支持する」。1920(大正9)年11月、3年余に亘る裁判に勝利した。

第1回目	本派本願寺保母	堤 初音
7月3日		
第2回目	マウイ島ラハイナ本願寺学園教師	
7月12日	桑原達吉・桑原秋代	
	カウアイ島ハナペペ日本語学校教師	大浜 太
第3回目	本派本願寺学園教師	山本一行
7月25日		

2,000ドルの保証金は、山城旅館山城松太郎と小林旅館小林金次郎が負担した。



### 五教師記念撮影

(於ホノルル本願寺中学)

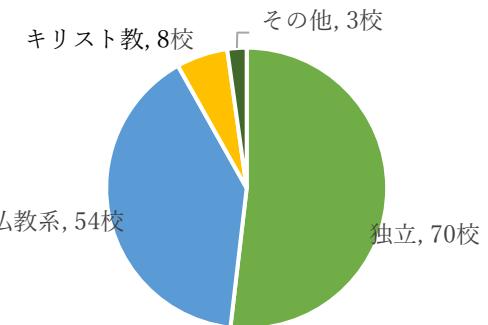
(左から)桑原秋代、

大浜 太、桑原達吉、

山本一行、堤 初音

1971(大正6)年9月15日

### 経営母体による分類



### 島別の学校数・児童生徒数 1915(大正4)年1月

	ホノルル	オアフ	カウアイ	マウイ	ハワイ	合計
小学校	1	21	24	24	51	128
中学校	2	—	—	—	1	3
高等女学校	3	—	—	—	1	4
生徒数(人)	2,566	1,700	1,526	1,451	2,594	11,720
教員数(人)	59	53	35	50	95	2,921

島別の学校数・児童生徒数 1915(大正4)年1月		費教員上陸控訴本願寺取扱金報告	
ホノルル	オアフ	カウアイ	マウイ
小学校	1	21	24
中学校	2	—	—
高等女学校	3	—	—
生徒数(人)	2,566	1,700	1,526
教員数(人)	59	53	35
合計	128	3	4
島別の学校数・児童生徒数 1915(大正4)年1月	費教員上陸控訴本願寺取扱金報告	ホノルル	オアフ
小学校	1	21	24
中学校	2	—	—
高等女学校	3	—	—
生徒数(人)	2,566	1,700	1,526
教員数(人)	59	53	35
合計	128	3	4

布哇報知 1917(大正6)年10月5日

およそ3,000ドルと見積もられた控訴費用は全島からの寄付を募った。山城松太郎・小林金次郎の名も見える。

## 5 教師上陸拒絶事件

増え続ける日本人移民。本土では、ハワイからの連航者(ハワイを足がかりに本土に職を求める)を含め益々顕著になり政治問題化しました。

高平・ルートによる日米紳士協約が作成され、わが国が自主的に移民を制限する“制度”を整えました。渡航者を「移民」と「非移民」に分類し、「移民」を制限することにしたのです。

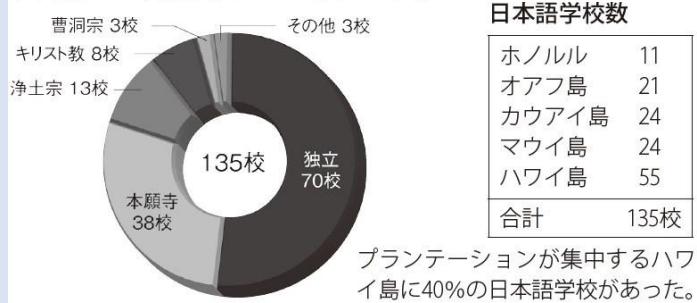
そこで、教師は「移民」か「非移民」であるのかその解釈が問題となり、1917(大正6)年ハワイ移民局は日本人教師5人を「移民」と判断して上陸を拒否しました。5人は本派本願寺が招聘した教師でした。日本語新聞布哇報知の牧野金三郎は本派本願寺の同教師でもある今村克猛に協力を要請して、5人の仮処分を申請して仮上陸させ、本案訴訟をホノルル地方裁判所に提訴しました。1審敗訴、2審勝訴、最高裁まで進み勝利を勝ち取りました。

裁判は約3年余り。仮釈放保証金の2,000ドルは、山城旅館山城松太郎と小林旅館小林金次郎が負担しました。

裁判費用約3,000ドルは、全島から寄付が寄せられました。

日本人社会がひとつの困難に向かって団結し、小さな寄付金が大きなかたまりとなることを自覚し、社会正義の実現が可能であることを体験した事件でもありました。

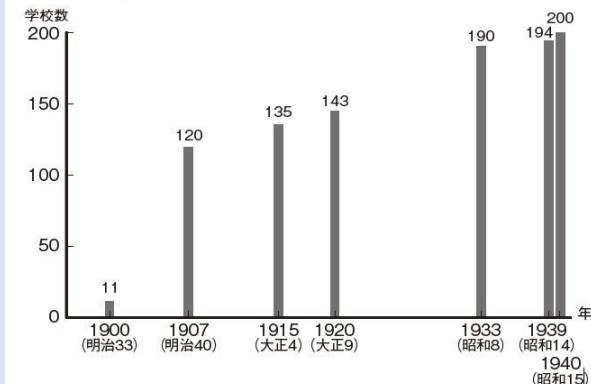
経営別の日本語学校 1915(大正4)年



ハワイの島別の日本語学校数

ホノルル	11
オアフ島	21
カウアイ島	24
マウイ島	24
ハワイ島	55
合計	135校

日本語学校数の推移



## 日米紳士協約

1906(昭和39)年10月サンフランシスコ日本人学童隔離事件が発生。日本人排斥運動は次第にその勢いを増し、日米関係の改善は時の内閣の至上命題であった。

その日米関係について、駐米特命全権大使であった青木周蔵(1906年1月～)と林薰外務大臣(同年5月～)との間で意見の相違が浮上した。青木は移民問題を除いた日米協商を提起した一方、林は移民問題のみが日米両国間の懸念であるとする考えを持っていた。結局青木は大使職を解任され、1908(明治41)年2月高平小五郎が特命全権大使として赴任すると共に、移民問題は同年2月までに「林薰外相とオブライエン駐日大使との間で、複数回の意見(日米紳士協約)が交わされ」移民問題の決着が図られた。

## 第2次ストライキ

1918(大正 7)年第一次世界大戦後に起こったインフレ、写真結婚ブーム後に生まれた子供の養育費の問題、日本人社会のための学校の増設、寺社の建設などで一層の増給が望まれた。1920(大正 9)年 2 月には、当時プランテーションの二大勢力となっていた日本人、日本人二世の約 1 万 500 人、フィリピン人約 2,800 人が合同で大規模な「第二次ストライキ」を行った。1 日 1 ドル 25 セントの賃金獲得を要求の柱に据え、第一次ストライキの経験を生かして粘り強く闘ったが、経営者側の壁は厚くストライキは不成功に終わった。この闘いで得たものは、プランテーション労働者では所得の向上に限界があることを思い知り、他の産業へ転職する決断を与えることになった。またプランテーションに復帰した者は、腰を落ち着けて仕事に専念し多くが熟練者として成長、信用を得ると同時に地位も収入も手にすることことができた。

### 要求明細書

給料	日給	男子 77 セント→ 1 ドル 25 セント に増給 女子 95 セント以上に増給
	月給	20 ドル以上の者には 1.62 倍 にする
労働時間	1 日 10 時間→8 時間にする	
時間外労働 休日出勤	普通賃金の倍額を支給する	
産休	産前の 2 週間、産休の 6 週間を育休扱い とし奨励金も支給する	
奨励金	労働者	男子は 1 か月以上 女子は 1 か月 10 日以上 就業した者に支給する
	小作者	日雇労働者として就業した 者は、労働日数と係わりなく 奨励金を支給する
	支払方法	75% は月割計算、残り 25% を年度末に支払う ただし、中途退職者は退職時に清算する
	特約	奨励金の支払い制度は明文化する
小作人	砂糖販売経費を差引いた残額の 40% を会社に、60% を小作人に分配する。 契約書を作成する	
請參人	労働賃金の増額に準ずる	

1920(大正 9)年 6 月 3 日、ハワイ島オーラーの通訳坂巻銃三郎宅がダイナマイトで爆破されるという事件の発生を契機に、労使の話し合いが持たれ、労連が(4 月に名称変更・ハワイ労働者協会)「経営者側の誠意を認める」という実りのない結論を出し、7 月 1 日、ストライキはあっけなく終了した。

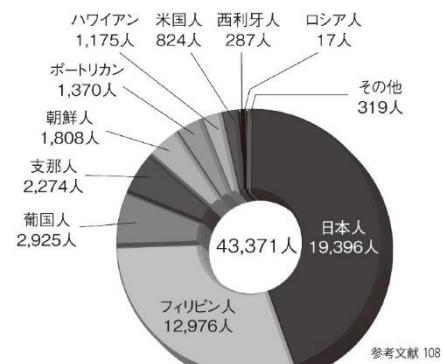
経営者側が要求を拒否続けた最大の理由は「このストライキは赤化した危険分子が扇動し、経営にまで手を伸ばしてくる」として対峙したことがある。

労働争議の体験は、労働者に現状打開には自助の努力が肝要であることを自覚させ、また、転業することへの呼び水となり、長期的には日本人社会全体の向上につながることになった。労働者の支持を失った地方の労働組合は間もなく姿を消し、労連は 3 年間かけて清算解散した。

このストライキの収支は経営者側に 120 万ドル、日本人社会に 30 万ドルの損失を与えたとされる。

### プランテーション労働者の割合

1920(大正 9 年) 5 月現在



日本人が 44.7%、フィリピン人が 29.9%、2 か国で労働者の約 75% を占める。

## 第2次ストライキ

左下の円グラフをご覧ください。

プランテーションで働く労働者の出身割合です。

1920年に全労働者が約4万3000人

その内日本人が1万9000人、フィリピン人が1万3000人。

約4分3を日本人とフィリピン人が占めていました。

遅々として交渉が進まず、なかなか待遇が改善されないことに日本人1万500人とフィリピン人2,800人が合同してストライキを決行しました。

表にある通り、具体的に項目を示し要求書を出しました。

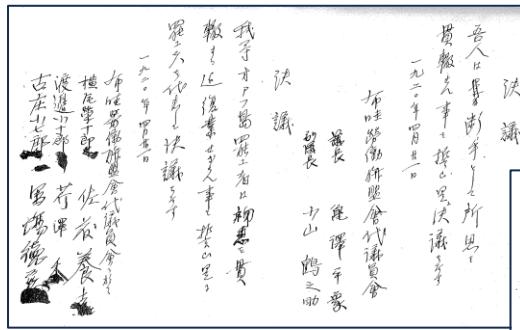
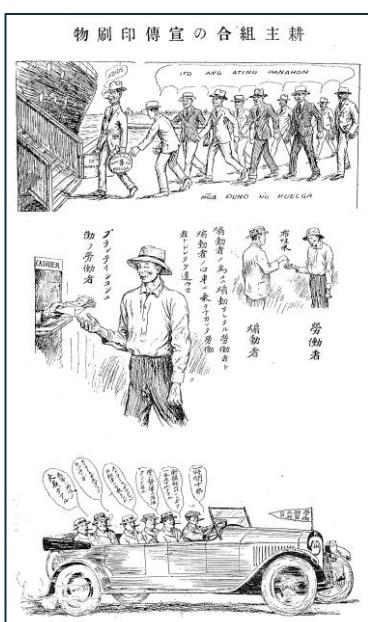
しかし、経営者側の壁は厚く、回答はほとんどゼロ回答でした。

ストライキ開始から4か月、ハワイ島のオーラープランテーションの通訳坂巻鉄三郎宅が何者かによってダイナマイトで爆破されるという事件が発生、事件が事件を起こし拡大することを恐れた労使双方が話し合いの場を持ちました。

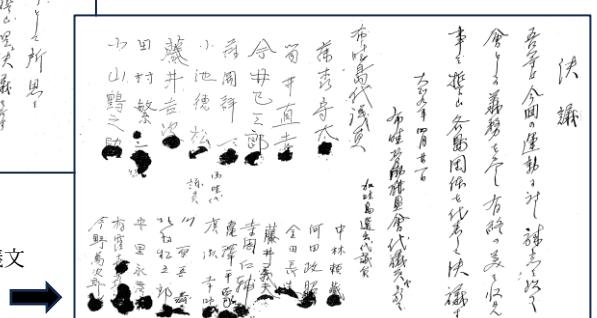
その結果、労働者側が「経営者の誠意を認める」という実りのない結論を自らが出し、ストライキはあっけない「幕引き」となりました。重ねて申し上げますが、双方が事件の拡大を恐れたのです。

## このストライキの特色とその効果

- ①プランテーションは白人勢力の独占事業であり、プランテーション経営者が一致団結して対応したこと。
  - ②現状に見切りをつけて他の産業への転職することにもつながりました。
  - ③残った労働者は、プランテーションの工場・農場設備などの維持管理の機能を身に着け、栽培現場では生産性をあげる為の努力をして、経営者から大きな評価を得ました。
  - ④ストライキの収支  
　　経営者は 120 万ドル  
　　日本人社会には 30 万ドル  
　　の損失を与えました。
  - ⑤これらのことが大きな要因となり、その後、プランテーション経営者は労働者の待遇改善に一段と前向きとなりました。



オアフ・カウアイ・ハワイ各島代議員の決議文



1920年度布哇砂糖耕地「勞働運動史」上卷 グラビアより 当館蔵

## 日本語学校裁判事件

ハワイ日本語学校の創始者のひとりに、マキキ協会牧師の奥村多喜衛がいる。奥村は、日本語にハワイ語・英語の交じった国籍不明の子供達の会話を聞いて強い衝撃を受け、正しい日本語教育の必要性を痛感。1896(明治 29)年 4 月、日本人小学校を開校した。

一方、ハワイに同行した子供達の日本語教育は両親に取って心配の種であった。いつかは帰国する、子供たちが日本の授業についていけるだけの学力を身につけさせたい。日本語学校の誕生は時代の要求でもあった。

1898(明治31)年、日本の文部省から、教育勅語謄本1通・尋常小学校の教科書一切・体操用具一切の贈呈を受け、文部省の定めに沿った授業が行われた。その狙いは「日本人として教育する」「帰国後の編入に支障のないレベルまでの教育」であった。

しかし、あくまでもハワイの公立学校に通学することが絶対条件で、日本語学校の授業時間は、その放課後の1~2時間であった。

教育勅語は日本の教育の根幹であり、その頂点でもあった。

日誌奏

年始業日	(1月6日)
孝明天皇祭	(1月30日)
紀元節	(2月11日)
神武天皇祭	(4月3日)
勅語發布記念日	(5月28日)
地久節	(10月30日)
天長節	(11月3日)
年末終業日	
学校創立記念日	
毎月30日	

奉読日には校内に式場を設け、奉楽唱歌「君が代」を斎唱、校長は天皇皇后両陛下の万歳を奉祝、勅語を奉読する。

勅語の解釈と道徳教育に関する講話をする、歴代天皇の盛徳、鴻業または祝日大祭などの由来などを講話し忠君愛国の志気を涵養するように務めるときされた。

ハワイの日本語学校教育は、アメリカ生まれの日本人、即ち、アメリカ人であるにも拘わらず日本人の忠君愛国教育をしていくと非難の的になった。

朕惟ニ我ノ皇祖皇宗國ノ肇ムルコト  
宏遠ニ徳ツ樹ツルコト深厚ナリ我ノ臣  
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心タニシテ  
世世繁ノ美々濟ヨルハ此ニ我ノ國體ノ  
精華ニシテ教育ノ源也實ニ存ス  
爾臣民父兄。孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和  
ニ朋友相信ニ恭儉レツ持ニ博愛兼ニ  
及ホニ學ノ修ノ業ノ習ニ以テ智能ヲ啓  
發ニ德器ヲ成シ追テ公益ヲ廣ニ世務  
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法遵ニ一旦  
緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮  
ノ皇運ヲ扶翼ハヘシ是ノ如キハ獨リ朕  
ノ忠良ノ臣民タルノミナラヌ又以テ爾  
祖先ニ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン  
斯ニ道ハ實ニ我ノ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ  
テ子孫臣民ノ保ニ遵守スヘキ所也古  
今ニ通シテ謬ノクシツク外ニ施シテ悖  
テス朕爾臣民ト俱ニ奉舉服膺シテ威  
徳ヲニセシコトヲ庶幾フ  
明治二十三年十月三十日

參考文獻 142

天皇より下賜された教育勅語 1890(明治23)年10月10日

(君主國の國民)はよく忠にはげみが眞心を一つにして代々美風をつくりあげて来た。これはわが國柄の精神であつて、教育の基づくところもまた實にここにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互いに睦び合い、朋友互いに信義を以て交わり、へりくだつて氣隨気儘の振る舞いをせず、人々に對して慈愛を及ぼすようにし、學問を修め業務を習つて知識才能を養い、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室萬範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起つたならば、大義に基いて勇氣をふるい一身を捧げて皇室國家の為につくせ。かくして神勅(神の命令)のまにまに天帝と共に萬國(あまごく)の(皇位)の御榮をたすけ奉れ。かようにすることは、ただに朕に対する忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなおさず、汝らの祖先のこした美風をはつきりあらわすことになる。

こうした指摘を受けて、1915(大正4)年2月、ハワイ各島にあった教育会を統一してハワイ教育会が創立され、8月には“ハワイ生まれの日本人”に日本語教育をするための教科書の改訂が始まった。

ところが、1920(大正9)年11月24日、ハワイ政府は外国語学校取締法を制定した。

### 外国語学校取締法

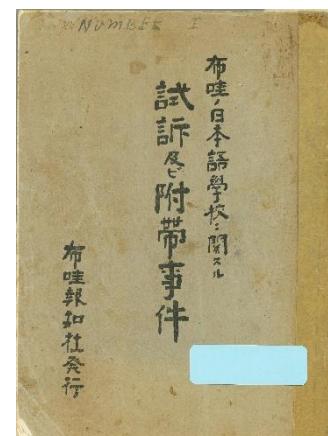
1. 外国語学校(学校)とは、英語・ハワイ語以外の言語で授業をする学校をいう。
2. 学校の開設運営は、ハワイ教育局の許可を受けなければならない。
3. 学校の教師は、教育局の資格認定を得なければならない。
4. 教師の資格は、「民主主義の理想を解し、米国歴史、制度に関する知識を持ち、英会話、読書、書き方を教育局が定める水準にある者」に与える。ただし、英語の能力に関しては、習得するために2年間の猶予期間を定める。
5. 学校の授業は、公立学校の授業開始前にしてはならない。
6. 外国語学校は、一日一時間以上または一週6時間以上授業をしてはならない。
7. 学校の教科書・教科目は、教育局が検定認可したもの以外は使用できない。

### 事件の経過

学校取締法の施行を受けてハワイ教育会は、ハワイ教育局長の指導に従い教員認定講習会を実施。同時に教科書の改訂も教育局の推薦人5人を加えた委員会により進めていたところ、突然、1921(大正10)年7月、教育局から「外国語学校修業年限短縮規制」が発表された。日本語学校の父兄らは、「日本語学校の存続にかかわる、取締法を受け入れ当局の指導のもとに改革の努力をしているのに」として猛反発した。まとめ役になるべきはずのハワイ教育会は意見が割れて一本化できず、対応は加盟校の自由裁量となった。同年12月、4校が「取締法・短縮法」を憲法違反として合衆国ハワイ地方裁判所に提訴、同時に法の執行を停止する仮処分の申請をした。取締法はハワイ政府、短縮法は原告勝訴、原告が申請した二つの仮処分は認められた。被告原告共にハワイ大審院に上告、この間原告は87校に増えた。裁判はサンフランシスコ第9控訴院、アメリカ、ワシントン合衆国大審院ともつれこんだ。1927(昭和2)年2月、「外国語学校取締法は米国憲法に違反する」と9人の裁判官全員の判決が示され、約6年の歳月を要した裁判は原告の全面勝訴となった。

### 外国語学校教員検定試験

1921(大正10)年7月5日～9日  
於ホノルル市ローヤル・スクール  
①英語受験者の合格者 永久的免状  
②通訳付受験者の合格者 条件付免状  
有効は1年限り・翌年の試験は英語受験とする。



当館蔵

### 日本語学校裁判事件簿

訴訟を提起したのはパラマ日本学校・カリヒ日本語中学校・中央学院・東洋学園。続いてフォート学園・モイリリ日本語学校・ワイキキ日本語学校・ハワイ女学校・パラマ学園・マノア日本語学校が訴訟に参加、結局87校(ハワイ全島の約64%)が原告となった。

## 日本語学校裁判事件

3年たったら、あるいはいつかは日本に帰る。  
移民の悩みは、一緒に連れて来た子供、生まれた子供たちの教育問題でした。帰国後に日本の学校に編入して「ついていける学力」をつけることでした。

ハワイ日本語学校の創始者のひとりにマキキ協会牧師の奥村多喜衛がいます。奥村は、日本語にハワイ語・英語の交じった国籍不明の子供達の会話を聞き、強いショックを受け、正しい日本語教育の必要性を感じ、1896(明治29)年日本人小学校を開校しました。

その後も、次々と日本語学校が創設され、その経営母体による分類は、5教師上陸拒絶事件の円グラフにある通りです。

教科書と教材は日本の文部省から贈られてきたものを使用し、その狙いには「日本人として教育する」「帰国後の編入に支障のないレベルまでの教育」でした

しかし、あくまでもハワイの公立学校に通学することが絶対条件で、授業時間はその放課後の1~2時間程度でした。

授業料は両親が負担、校舎や敷地は日本人移民からの寄付でまかなわれ、ハワイ政府から援助は一切受けおりません。ただ、プランテーションによっては、日本人移民の定着を促進するため敷地の提供や運営費の一部の補助がありました。

日本の教育の根幹は「教育勅語」です。

これは、明治天皇の三大功績のひとつにあげられています。

その全文の通訳、わかりやすくしたものが下段にあります。前半には、父母に孝行・兄弟姉妹、夫婦も友達もみんな仲良く、検挙な態度を貫き、学問を修め、仕事には創意工夫の精神で取り組み、前途有望な人物となり、公共の利益、社会に役立つ人となるよう書いてあります。

人としてどのように社会に向き合い人生をどのように生きるべきか、道徳、終身を説いてあるすぐれた文です。この勅語は戦前の学校教育には必要不可欠重要なものでした。

後半部には、国家の一大事の時には、一身をささげて皇室国家のためにつくせ。  
の部分がハワイ生まれの日系アメリカ人に、日本の忠君(天皇に忠義を尽くす)愛国を教えていると非難の対象となりました。

教育勅語の奉読日も、年間10回程度あり、校長が奉読し、君が代を齊唱、天皇皇后両陛下の肖像画に頭を下げ万歳三唱するという式典が、ハワイの白人たちに取って異様な光景に映りました。

後半は、明治時代の政治体制・価値観から見ても違和感はありません。しかし、皇室を戦争に利用し担ぎ出したことが、教育勅語そのものを誤解させた要因であろうかと思っています。

1915(大正4)年ハワイ各島に分散していた教育会を統一して、ハワイ教育会が創立され、“ハワイ生まれの日本人”に日本語教育を目的とするための教科書改訂が始まりました。

「教養のひとつとしての日本語教育」という位置付けです。

こうした矢先に、外国語学校取締法が制定されました。

支那語学校7校・朝鮮語学校9校もその対象でしたが、圧倒的多数を占める日本語学校合計163校がその標的となりました。

## 外国語学校取締法の要旨

1.学校の教師は、教育局の資格認定をうけること

試験は英語です。

英語の能力に関しては、その習得のために2年間の猶予期間をおく。

右の□に詳しく記載しております。

2.学校の授業は、公立学校の授業開始前にしてはならない。

これは、早朝期に授業をしていた日本語学校を指しています。

3.授業時間は、1日1時間、または1週6時間までとする。

ハワイ教育会では、「ハワイ政府の取締法に従いましょう」と同教育会では、教員認定講習会を行い、教科書の改訂を、ハワイ教育局の推薦人5人を加えて進めていました。

ところが、半年余り後の1921(大正10)年7月「外国語学校修業年限短縮規則」が発表されるとハワイ教育会は猛反発「取締法・短縮法」を憲法違反として提訴しました。

裁判は、アメリカ本土の最高裁判所までもつれこみましたが、9人の裁判官全員が「憲法違反である」として日本語学校側の全面勝訴となりました。

原告、日本語学校の訴訟参加は87校(ハワイ全島の約64%)でした。

なぜハワイでこのような法律が施行されようとしたのでしょうか。

1918(大正7)年11月、第1次世界大戦が終結後、アメリカ国内では思想を統一する爱国運動が高まり、「1国家・1言語」の波が起こり、日本語学校が米化の妨げになっているとの声が高まりました。ハワイ政府は、先手を打って「取締法・短縮法」の施行を打ち出したものと考えられます。

日本語学校は、この裁判を契機に「日英両語が出来る、よきアメリカ人として子供たちを育成する」という理念を明確にしました。

日本語学校側の弁護団のひとり、ライトフート弁護士は体調不良をおして渡米、最終弁論の中で次のように述べています。

「日本人の父母がわずかでもよいから、親と子の意志の疎通をはかりたいというわずかな1日1時間。すなわち、これが日本語学校であるにもかかわらず、取締法によって学校をしばり、学年を短縮し、その上、生徒ひとりあたり1ドルの課税をするとは、父兄の権利と自由を無視する、このような過酷な法律があろうか！」

最終弁論に許された1時間を30分も超え、理路整然とした法律論を述べ、裁判長の心情に訴えました。

## 日本語学校学童数・学校数

年号	学童数	学校数
1888	54	0
1900	1,552	11
1907	4,966	120
1915	13,553	135
1920	17,541	143
1933	43,606	190
1939	38,515	194
1940	40,000	200

日本人家庭では、子供たちは英語圏の中で育ち、つまりアイデンティティはアメリカ人、両親は日本語を使用。親子の意志疎通が困難になり、日本語学校ではその意味でも必要であったのです。

## 日本語学校裁判事件の裏側

—日本語学校・日本人社会・新聞メディアの分断—

訴訟参加校 87 校(ホノルル 11・オアフ 12・マウイ 12・ハワイ 38 校)

(ハワイ全島 146 校の内 60%が参加)

賛成派 自由と人権擁護はアメリカ合衆国憲法で保証されており、「外国語学校取締法」「学年短縮規定」は日本語学校の存続を危うくしている。公正な裁判を受ける権利がある。日本語新聞布哇報知社長の牧野金三郎は社運を賭けてハワイ政府と闘った。

反対派 本件法律はこれまでの排日運動とは異なり、アメリカの「一国旗一国語」運動の延長と言えるものであるから冷静に対処すべきである。

日本語新聞日布時事相賀安太郎社長は、ハワイ総領事の声明に呼応してハワイ政府との協調姿勢を取った。

ハワイ総領事 山崎馨の声明 1922 年 12 月 9 日

本件訴訟提起は、日本語学校及び日本人学童の将来に対し不利益を招き、また、布哇における日米両国人間の感情を阻害し、且つ、悪影響を及ぼすことは必至である。よって、提訴には反対する。

声明文には、毛利伊賀・尾崎三七・朝日奈梅吉・相賀安太郎・米屋三代楨など日本人社会のリーダー14人が名を連ねた。

山崎総領事は、ハワイ政府に「外国語学校取締法」などの施行に抗議して『在留日本人の権益を護る』という外交官としての責務を内外に示すべきであった。この声明が「日本人社会の分断を加速した」と言われても決して過言ではない。

また、本声明はハワイ政府が一步も譲らぬ姿勢を押し通すひとつの要因にもなった。

## ハワイ教育会の消滅

1921 年 12 月に 4 校、1923 年 7 月に 6 校が提訴に踏み切ると、ハワイ全日本語学校の統一機関であるハワイ教育会の機能が停止し、消滅した。1923 年 11 月ホノルルの訴訟参加校がホノルル教育界を組織。他の訴訟参加校の受け皿となることを試みたが不発に終わった。

## 新生 ハワイ教育会

1927 年 7 月恩讐を越えて日本語学校は団結し、ハワイ全島教育連合協議会を発足させた。  
開催にあたり

学校取締法に対する提訴の完全勝利は「訴訟期成会」「布哇報知社」の努力の賜物である。  
よって、本会はここに深甚なる感謝の意を表す。

と敬意を表した。

勝訴までの道程は 4 年 3 カ月。布哇報知社長牧野金三郎は社運をかけ私財を投入し、経済界・教育界・法曹界の人脈は勿論、自身の新聞布哇報知を全開して在留民からの理解と協力を得ることにも努力した。布哇報知社は「布哇の日本語学校に関する訴訟及び附帯事件」として 103 ページに亘る報告書を発刊して事件を総括した。

問題二 次の文章をよく読んで、理解しておきなさい。面接で問います。

⑤日本政府がこうした大歓迎をした背景には、ハワイが太平洋の十字路ともいるべき位置を占め、ホノルルに日本の商船や艦船が寄港するのに便利であることを重要視していたことがある。

ハワイの王様、日本へ来る！

国賓としておもてなし

①カラカウア王は1881（明治14）年、サンフランシスコを振り出しにして、わずか3人の従者を連れ世界一周の旅に出た。日本をアメリカに次ぐ2番目の訪問国としたのは、独立国としてやっと認められたハワイに、歐米諸国から手が伸びていることに対し、日本や環太平洋諸国と手を結ぶことでこれをねかえす起爆剤とする意図も含んでいた。

②もうひとつ、隠された旅の目的があつた。それは、砂糖産業を始めとするハワイ経済、ひいては、ハワイの政治・国全体をコントロールしようとする白人勢力とのせめぎあいの中で、たまたまス

トレスを解消することであつた。この旅を“おしのび”と称したのはこのためであつた。  
【注】

③明治政府は駐ホノルル日本帝国貿易事務官からの通報を受け、「条約を結び国交のある国

\* カラカウア王…ハワイ王国の第7代国王。  
の元首」であり、ひいては、「明治政府が条約を結び最初に迎える最初の君主」でもあるた  
め、国賓として手厚くもてなす準備をしていた。

④こうした事情を知らない王一行が横浜港に入つくると、港内にいた停泊中の各国の軍艦から、次々と礼砲21発が打ち鳴らされ、上陸後は帝国陸軍軍楽隊によるハワイ国歌ハワイ・ボノイとカメハメハ賛歌が演奏され、海と陸からの劇的な歓迎に王は驚き感激した。その後も和・洋食の午餐会、大晩餐会、大夜会、観劇会、名所の案内など数々の歓迎行事が12日間も行なわれた。

県立広島大学  
地域創生学部 地域創生学科 地域文化コース  
令和5（2023）年度  
外国人留学生特別選抜試験 問題用紙

